港湾労働者年金制度一部改正

二〇一六年八月一日実施!!

港湾労働者年金制度が一部改正となり二〇一六年八月一日より実施になりました。

これは、年金制度としての一律平等性を保ち、同じ年金制度内での受給権者等の均衡を図るために改正前の港湾労働者年金制度規程（旧規定）に基づいて裁定された受給権者等に対しても改正規程適用することとされています。（経過措置の概要趣旨より抜粋）

①支給期間の見直し

港湾年金の支給期間が、次のように改正されます。

支給期間は、「満60歳の誕生月（又は60歳後の退職月）の翌月から満75歳の誕生月まで」

↓

- 支給期間は、「満60歳の誕生月（又は60歳後の退職月）の翌月から15年間」
- 港湾労働＊に再就職して港湾年金を支給停止された期間（下記②参照）については、停止月数分、支給期間を延長
- ただし、満81歳の誕生月で港湾年金の支給は終了

⚠ 満81歳まで支給期間が延びる訳ではありません。

満65歳で退職の場合の支給期間は、…

＊港湾労働とは、年金規程に定める年金適用職種のことです。

再就職で4年間、年金支給停止の場合の支給期間は、…

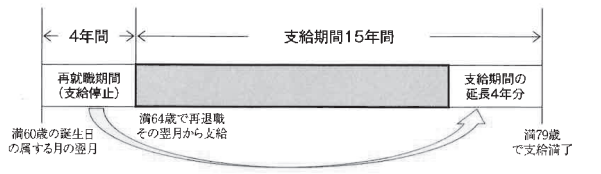

・支給期間が変更されたときは、受給権者及び事業者に通知されます。

②満66歳以降での在職支給

再就職等の取扱いが次のように改正されます。

改正前	
港湾労働に再就職中の受給権者は	× 年金支給停止

↓ 改正

港湾労働に再就職中の受給権者は	× 年金支給停止
ただし、再就職中でも満66歳の誕生月の翌月からは、	○ 年金支給（手続イが必要）

⚠ 年金支給停止期間分は、支給期間が延長されます。（上記①参照）

改正前	
港湾労働に現役で働く人（登録者）は	× 年金は支給されない

↓ 改正

港湾労働に現役で働く人（登録者）は	× 年金は支給されない
ただし、登録者でも、満66歳の誕生日の翌月からは、	○ 年金支給（手続ロが必要）

⚠ 満60歳の誕生日までに18年の港湾労働の従事期間が必要です。

・雇用が継続していても、満66歳の誕生日に退職したものとみなして年金裁定されます。

〔必要な手続〕

イ　受給権者の方は、再就職中に満66歳の誕生日を迎えたら、安定協会に「66歳届」を提出してください。届出がないと港湾年金を支給できません。原資負担事業者の方には、「66歳届」への確認印をお願いします。

ロ　年金裁定を受けないで働いている方（登録者）は、満66歳の誕生日を迎えたら、安定協会に年金裁定申請をお願いします。原資負担事業者の方には、「年金裁定申請」と「脱退届」の手続きをお願いします。

こくみん共済
保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会

藤木インスペクター日誌

～とつぜんのゲリラ豪雨～

八月のある日に訪船しようとした時でした。港へ入る手続きをして車を本船に向けて走らせていると走っているところは、カンカン照りなのに本船のまわりだけカーテンに囲まれたようにぼやけて見えたので老眼がさらにすすんだのかと思い、状況を理解するのにいささか時間がかかりました。

それは、雨だったのです。しかも、いわゆるゲリラ豪雨でバケツの水をひっくり返したような豪雨でした。

（え～～！これじゃ外に出ただけで一瞬のうちにびしょ濡れだな）と思い、車で雨がやむのを待つことにしました。その間、船員の人たちは、ハッチを閉める作業をびしょ濡れになってやっていました。

約一時間ぐらい待った時に小雨になってきたので（雨が完全にやむのを待っていたら、ハッチを開ける作業に何人かが、かかるので訪船しても待つことになるかも）と思い、少しぐらい濡れてもいいやと訪船したのでした。

訪船するとほとんどの人が、やることも無さげだったのですんなりと訪船できました。

中国人の船長にＩＴＦですと言い、ＩＴＦのことを説明しようとしたのですが、英語がうまく伝わらず、困ってしまった私は、ＩＴＦの雑誌（中国語版）を渡してこの雑誌を読めば、ＩＴＦのことを少しでも理解できるからと説明してそそくさと下船したのでした。

最近では、中国の人もかなり英語を話す人が増えてきているようですが、近海で小さめの船に乗っている人は、意思の伝達がうまくいかないときあります。

そういう時は、何しに行ったんだろうとガッカリして下船するときがあります。

辺野古新基地建設を考える④

～普天間飛行場返還移設の軌跡㊦～

前号までの記述通り、名護市辺野古への新基地建設は、一九九五年に起きた米兵の少女暴行事件に対する県民抗議の高まりによって日米両政府の米軍基地見直しが行われ、普天間飛行場閉鎖の合意による代替移設案として進められているものです。

日米両政府による新基地建設合意（一九九六年）の翌年には、地元名護市が事前調査を受け入れ、県知事も地元判断を尊重するとの表明があり、以後、数年の間には移設容認の県知事と名護市長が選出されて、辺野古沖合の基地建設合意が交わされました。

一方、新基地の是非を問う「市民投票推進」の運動が地元住民らによって進められ、実施された市民投票では「基地建設反対」の意思が示されましたが、名護市長は基地受け入れを表明して辞任し、以後も新基地容認の名護市政が続きました。

しかし、県知事と名護市長の基地受け入れ容認の前提となった「軍民共用空港」「使用期間十五年」などの地元の条件は受け入れられず、日米両政府「合意」による辺野古沖の基地建設計画が進められていきました。

これらの経緯の中、二〇一〇年には「新基地建設反対」を掲げる名護市政が誕生し、県議会でも国外・県外移設を求める意見書が全会一致で可決されました。また、県内全市町村長が参加する県民大会が開催されるなど「県外移設」を求める「オール沖縄」の取り組みが始まり、「県外移設」を公約に掲げた県知事も再選されることになりました。

しかし、二〇一三年末には、「県外移設」を公約に掲げた県知事が「辺野古埋め立て」を承認する事態になりました。これを受けた二〇一四年の名護市長選挙（一月）、県知事選挙（一一月）では新基地建設反対を掲げる候補が大差で当選し、総選挙（一二月）では、すべての小選挙区で自民党候補が落選するなどの民意が示されることになりました。

また、今年七月の参議院選挙では現職の閣僚が落選し、沖縄選挙区選出の自民党国会議員は皆無となりました。

二〇一四年の知事選挙を振り返った翁長現知事は、「私と前知事の政策面での違いはありません」「争点はただ一つでした」「前知事による辺野古沖の埋立て承認が争点であり、私が当選したことは、沖縄県民の辺野古新基地建設反対という明確な意思が示されたものであります」としています（代執行訴訟・翁長知事陳述書より／二〇一五年一二月）。

最後に、新基地建設の合意に当たったラムズフェルド米国防長官は「歓迎されないところに基地は置かない」と発言しています。次号は「米軍基地と沖縄経済」を考えます。